

熊本県公報

第 1 2 1 8 2 号
平成 25 年 1 月 22 日 (火)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 1
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (") 1
- 登録特定行為事業者の登録…………… (") 2
- 障害者自立支援法に基づく事業者の指定…………… (障がい者支援課) 2

公 告

- 県営土地改良事業計画…………… (農村計画課) 2
- 微小粒子状物質 (PM2.5) 自動測定機の調達に係る落札者決定の公告…………… (管理調達課) 2
- 土地改良区の定款変更認可…………… (農村計画課) 3
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (建築課) 3
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (") 3
- 道路の位置の指定…………… (") 3

登 載 依 頼

- 「アジアとつながる」をテーマとしたくまもと未来会議の開催…………… (くまもと未来会議) 4
- くまもと 21ヘルスプラン推進委員会及び熊本県地域・職域連携推進協議会の開催…………… (くまもと 21ヘルスプラン推進委員会、熊本県地域・職域連携推進協議会) 4
- 熊本県後発医薬品安心使用啓発協議会の開催…………… (熊本県後発医薬品安心使用啓発協議会) 4

告 示

熊本県告示第 70 号
介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号) 第 41 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 78 条の規定により公示する。
平成 25 年 1 月 22 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(福祉用具貸与)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
福祉用具貸与販売事業所 株式会社 静波 八代市川田町東 1048 番地 16	株式会社静波	平成 25 年 1 月 11 日

(特定福祉用具販売)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
福祉用具貸与販売事業所 株式会社 静波 八代市川田町東 1048 番地 16	株式会社静波	平成 25 年 1 月 11 日

熊本県告示第 71 号
介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号) 第 53 条第 1 項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 115 条の 10 の規定により公示する。
平成 25 年 1 月 22 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防福祉用具貸与)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
福祉用具貸与販売事業所 株式会社 静波	株式会社静波	平成 25 年 1 月 11 日

(特定介護予防福祉用具販売)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
福祉用具貸与販売事業所 株式会社 静波 八代市川田町東1048番地16	株式会社静波	平成25年1月11日

熊本県告示第72号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第1項の規定により特定行為業務の登録を行ったので、同条第2項において準用する同法第48条の8の規定により公示する。

平成25年1月22日

熊本県知事 蒲島郁夫

不特定多数の者を対象とする事業者

事業所の名称	事業所の所在地	事業所種別	登録番号	登録年月日
特別養護老人ホーム 葉山苑	玉名郡玉東町大字木葉348番地	介護老人福祉施設	431100149	平成24年4月1日

熊本県告示第73号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条の規定により公示する。

平成25年1月22日

熊本県知事 蒲島郁夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
介護センター ふれあい 荒尾市川登1761番地24	医療法人社団 荒尾クリニック 荒尾市荒尾600番地3 山田 邦夫	平成25年1月15日	4310300019	同行援護

公 告

熊本県公告第28号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営鍛冶床地区土地改良事業（農業用排水施設）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成25年1月22日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 縦覧に供する書類の名称
県営鍛冶床地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 縦覧期間
平成25年1月23日から平成25年2月20日まで
- 縦覧場所
山都町役場

熊本県公告第29号

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年1月22日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 落札に係る物品の名称及び数量

- 2 微小粒子状物質（PM_{2.5}）自動測定機 7台
契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県出納局管理調達課契約班
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日
平成24年11月20日
- 4 落札者の名称及び所在地
株式会社 新興精機 熊本営業所
熊本市東区月出四丁目4-130
- 5 落札金額
21,546,000円（うち消費税及び地方消費税の額1,026,000円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日
平成24年10月9日

熊本県公告第30号

菊池市に事務所を置く菊池市土地改良区理事長福村三男から平成24年12月17日付けで申請のあった定款の変更については、平成25年1月11日付けで認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第3項の規定により公告する。
平成25年1月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第31号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成25年1月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
荒尾市荒尾字下磯219番4及び同288番7
3,070.37平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
荒尾市荒尾365番地
有限会社えびす海苔研

熊本県公告第32号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成25年1月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡御船町大字高木字上原1972番1、同2000番8及び同2028番6、844.39平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市東区健軍4丁目5番7号
株式会社 マスタ不動産開発

熊本県公告第33号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。
平成25年1月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 球磨郡多良木町多良木566番地
- 2 築造者の氏名 株式会社西金物店
- 3 道路の位置 人吉市瓦屋町字戸亀1114-10
- 4 道路の幅員 4.00メートルから4.50メートルまで
- 5 道路の延長 93.48メートル
- 6 指定年月日 平成24年12月26日
- 7 指定番号 熊本県指令球磨技管第5号

登載依頼

くまもと未来会議第13号

「アジアとつながる」をテーマとしたくまもと未来会議を、次のとおり開催する。

平成25年1月22日

くまもと未来会議議長
熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 日時
平成25年2月9日(土)
午後2時30分から午後4時30分まで
- 2 場所
熊本市中央区東阿弥陀寺2
熊本全日空ホテル ニュースカイ 2階ストリングス
- 3 傍聴募集人数
100人程度
- 4 傍聴手続
(1) 傍聴の受付は、事前申込みを優先する。
(2) 当日の受付は、午後2時から午後2時30分まで当該会議の会場において行う。
- 5 傍聴の事前申込み方法
事前申込みについては、以下の方法により、住所、氏名、電話番号を知らせること。
なお、事前申込みは2月8日(金)午後5時までとする。
(1) 電話 096-333-2019
(2) ファックス 096-382-4066
(3) 電子メール kikaku@pref.kumamoto.lg.jp
- 6 事前申込み先及び問い合わせ先
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県企画振興部企画課
電話 096-333-2019

くまもと21ヘルスプラン推進委員会及び熊本県地域・職域連携推進協議会公告第3号

平成24年度第3回くまもと21ヘルスプラン推進委員会及び熊本県地域・職域連携推進協議会を次のとおり開催する。

平成25年1月22日

くまもと21ヘルスプラン推進委員会

- 1 開催日時
平成25年1月30日(水曜日)
午後3時から午後5時まで
- 2 開催場所
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟新館8階職員研修室
- 3 議題
(1) 熊本県健康増進計画(第3次くまもと21ヘルスプラン)最終案について
(2) その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開始予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴手続は先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課 健康づくり企画班
(電話096-333-2208)

熊本県後発医薬品安心使用・啓発協議会公告第2号

熊本県後発医薬品安心使用・啓発協議会の会議を次のとおり開催します。

平成25年1月9日

熊本県後発医薬品安心使用・啓発協議会
会長 瀬尾 量

- 1 開催日時
平成25年3月6日(水)
午後3時から午後5時まで
- 2 開催場所

熊本市中央区水前寺公園28-51

熊本テルサ

3 議題

- (1) 後発医薬品に関する取組み状況について
- (2) その他
- (3) 意見交換等

4 傍聴者の定員 10人

5 傍聴手続

- (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、傍聴人の氏名・住所を記載したうえで会議の会場に入ることができます。
- (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。

6 問合せ先

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県後発医薬品安心使用・啓発協議会事務局（熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課
監視麻薬班）

電話 096-383-1111（内線7164）